



福岡県医発第 59号(地)
平成19年 4月13日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

軽度者に係る福祉用具貸与の取扱いに関する一部改正通知の送付について

介護保険サービスにおける福祉用具貸与に関しては、平成18年4月に施行された制度改正により、軽度の方（要支援1、2及び要介護1）の状態像からは利用が想定されにくい種目について、一部例外を除いて保険給付対象とならない仕組みとなる見直しが行われております。

しかしながら、当該見直しにより、福祉用具が必要な状態であるにもかかわらず給付の対象からはずれる事例が多いことが問題となり、厚生労働省は、昨秋に実施した全国調査等の結果を分析した結果、その判断方法について一部見直すことと致しました。

また、厚生労働省は、見直しにあたり本年2月にパブリックコメントを募集し、その結果を参考に、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関しては、医師による医学的な所見等を基に判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断される場合等について認められることとする改正通知が発出された旨、日本医師会より通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(介 1)
平成 19 年 4 月 10 日

都道府県医師会介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
天 本 宏

軽度者に係る福祉用具貸与の取扱いに関する一部改正通知の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険サービスにおける福祉用具貸与に関しては、平成 18 年 4 月に施行された制度改正により、軽度の方（要支援 1、2 及び要介護 1）の状態像からは利用が想定されにくい種目について、一部例外を除いて保険給付対象とならない仕組みとなる見直しが行われました。

しかしながら、当該見直しにより、福祉用具が必要な状態であるにもかかわらず給付の対象からはずれる事例が多いことが問題となり、厚生労働省は、昨秋に実施した全国調査等の結果を分析した結果、その判断方法について一部見直すことと致しました。

また、厚生労働省は、見直しにあたり本年 2 月にパブリックコメントを募集し、その結果を参考に、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関しては、医師による医学的な所見等を基に判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断される場合等について認められることとし、別添のとおり改正通知が発出されました。

つきましては、制度の円滑な施行のため、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会傘下の地域医師会および会員への周知、ご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

敬具

記

（添付資料）

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
（老振発第 0330001 号・老老発第 0330003 号 平 19. 3. 30 厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長通知）

- ・厚生労働省 Q & A

以上



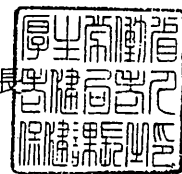
老振発第0330001号
老老発第0330003号
平成19年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



老人保健課長



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問
通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）
及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制
定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

標記については、「軽度者に係る福祉用具貸与の取扱い及び利用事例の調査に
ついて」（平成18年11月2日付老振発第1102002号）により実施した軽度者に
係る福祉用具貸与の利用事例調査の結果に基づき、専門家による意見等を踏ま
えて検討した結果、その運用を一部見直すこととし、平成19年4月1日から
適用することとした。

それに伴う通知の改正の内容については、別添のとおりであるので、御了知
の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、そ
の運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

- 1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 12 年老企第 36 号)の一部改正

別紙 1 のとおり改正する。

- 2 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号)の一部改正

別紙 2 のとおり改正する。

- 3 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成 11 年老企第 22 号)の一部改正

別紙 3 のとおり改正する。

- 4 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」(平成 18 年老振発第 0331003 号・老老発第 0331016 号)の一部改正

別紙 4 のとおり改正する。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後 (案)	改 正 前
第二 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項 9 福祉用具貸与費 (1) (略) (2)経過的要介護又は要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費算定の可否の判断基準 ア～イ (略) ウ <u>また、アにかかわらず、次の) から) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。</u> <u>) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第19号のイに該当する者</u> (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象) <u>) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第19号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者</u>	第二 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項 9 福祉用具貸与費 (1) (略) (2)経過的要介護又は要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費算定の可否の判断基準 ア～イ (略)

(例 がん末期の急速な状態悪化)

) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第19号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも) ~) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、) ~) の状態であると判断される場合もありうる。

(略)

(略)

経過措置について

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)第3条の施行の日(以下「施行日」という。)前に対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けていたもの(以下経過措置対象者という。)については、軽度者で第23号告示第19号のイで定める状態像の者でなくとも、施行日から起算して6月を超えない期間において、対象外種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受けることができることとされている。

この場合、経過措置対象者は、平成18年4月1日から同年9月30日までの間に施行日前の認定の有効期間又は契約期間が終了した場合であっても、認定や契約の更新がなされた場合は、引き続き、施行日から起算して6月を超えない期間までは、対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けることが可能である。

表 (略)

- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後 (案)	改 正 前
第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 11 介護予防福祉用具貸与費 (1) (略) (2)要支援 1 又は要支援 2 の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費算定の可否の判断基準 ア～イ (略) ウ <u>また、アにかかわらず、次の) から) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。</u> <u>) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第52号において準用する第19号のイに該当する者</u> <u>(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)</u> <u>) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第52号において準用する第19号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者</u> <u>(例 がん末期の急速な状態悪化)</u>	第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 11 介護予防福祉用具貸与費 (1) (略) (2)要支援 1 又は要支援 2 の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費算定の可否の判断基準 ア～イ (略)

）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症
状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第52号にお
いて準用する第19号のイに該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥
下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも) ~) の状態の者に該当する
可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状
態以外の者であっても、) ~) の状態であると判断される場
合もありうる。

(略)

(略)

経過措置について

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)第
3条の施行の日(以下「施行日」という。)前に対象外種目に係
る指定福祉用具貸与を受けていたもの(以下経過措置対象者とい
う。)については、軽度者で「厚生労働大臣が定める者等」(平成
12年厚生省告示第23号)第52号において準用する第19号のイで定
める状態像の者でなくとも、施行日から起算して6月を超えない
期間において、対象外種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受
けることができることとされている。

この場合、経過措置対象者は、平成18年4月1日から同年9月3
0日までの間に施行日前の認定の有効期間又は契約期間が終了した
場合であっても、認定や契約の更新がなされた場合は、引き続き、
施行日から起算して6月を超えない期間までは、対象外種目に係
る指定介護予防福祉用具貸与を受けることが可能である。

表 (略)

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企第22号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 3 運営に関する基準 (7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映(第21号・22号) ア (略) イ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。 <u>ウ 介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)の第二の9(2)ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同()から()までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師</u>	第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 3 運営に関する基準 (7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映(第21号・22号) ア (略) イ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。 <u>なお、介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)第3条の施行の日(以下「施行日」という。)前に対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けていた者については、軽度者で「厚生労働大臣が定める者等」(平成12年厚生省告示第23号)第十九号のイで定める状態像の者でなくとも、施行日から起算して6月を超えない期間において、対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けることができるとされている。</u>

の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければならない。この場合において、介護支援専門員は、指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。

- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成18年老振発第0331003号・老老発第0331016号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後 (案)	改 正 前
第二 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (1) 22 介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売の介護予防サービス計画への反映(第23号・24号) ア (略) イ 担当職員は、当該利用者の調査票の写しを指定介護予防福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定介護予防福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。 ウ <u>担当職員は、当該利用者が「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)の第二の11(2)ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同()から()までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所</u>	第二 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (1) 22 介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売の介護予防サービス計画への反映(第23号・24号) ア (略) イ 担当職員は、当該利用者の調査票の写しを指定介護予防福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定介護予防福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。 <u>なお、介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)第3条の施行の日(以下「施行日」という。)前に対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けていた者については、「厚生労働大臣が定める者等」(平成12年厚生省告示第23号)第19号のイで定める状態像の者でなくとも、施行日から起算して6月を超えない期間において、対象外種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受けることができることとされている。</u>

見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を介護予防サービス計画に記載しなければならない。この場合において、担当職員は、指定介護予防福祉用具貸与事業者より、当該利用者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。

【福祉用具貸与】

今回実施した軽度者に係る福祉用具貸与の利用事例調査の結果を分析した結果、一部の自治体において、判断方法について疑義ある解釈が見受けられたことから、下記のとおりQ & Aにまとめたので、ご留意の上、関係機関等への周知をお願いしたい。

- 1 車いすについては、認定調査項目の「歩行」が「できる」に該当する場合、長距離歩行ができない方や、屋外における歩行ができない方であっても、例外要件に該当しないと判断するのか。

（答）

長距離歩行ができない方や、屋外における歩行ができない方については、「歩行」が「できる」に該当する場合であっても、例外要件に該当しないと必ずしも判断されるわけではない。

すなわち、車いすの例外要件については、以前より、認定調査項目の「歩行」によるほか、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」としてケアマネジメントによる総合的な判断が認められおり、地域の実情に応じて判断することとなる。

したがって、「長距離歩行は移動ではない」、「屋外は日常生活範囲に含まれない」等の一律的な判断は妥当ではない。

- 2 移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、認定調査項目の「立ち上がり」による必要性の判断ができないと思うが、考え方如何。

（答）

認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断することとなる。

その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためである。

したがって、昇降座椅子について「立ち上がり」で必要性を判断することは妥当ではない。